

令和4年度
第1回東京都森林審議会
議事録

令和5年1月20日（金）

都庁第二本庁舎31階・特別会議室21

（対面＋オンライン会議）

令和4年度第1回東京都森林審議会 次 第

令和5年1月20日（金曜日）

午後2時00分から

- 1 開会
- 2 農林水産部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 東京都職員紹介
- 5 議事
保安林の指定の解除について（調布市）
- 6 閉会

午後 2 時00分開会

【東田課長代理】 定刻となりましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の東田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える12名の委員が出席しておられます。東京都森林審議会運営要領第 5 の第 1 項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、先にお送りしております資料について改めてご案内させていただきます。まず、次第でございます。次に、委員名簿でございます。次に、配付資料一覧でございます。配付資料のご案内をさせていただきます。まず、資料 1、別紙 1、資料 2 までが議案の資料となります。その他ですが、参考資料 1 から 7 まででございます。こちらの参考資料 1 から 7 につきましては、個人情報保護の観点から、議事終了後、処分をお願いいたします。会場にお配りしている資料につきましては机の上に置いてお帰りいただくよう、お願いいたします。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の山田よりご挨拶申し上げます。

【山田農林水産部長】 東京都産業労働局農林水産部長の山田でございます。

本日、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、東京都森林審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、委員の皆様方には東京都の森林、それから林業行政にご理解、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

既にご案内でございますけれども、東京は世界有数の大都市でありながら総面積の約 4 割を森林が占めているということで非常に自然に恵まれた都市でございます。森林につきましては、木材の供給だけでなく、水源の涵養、二酸化炭素の吸収など様々な機能を有しているところでございます。この都民の貴重な財産を守っていくためには、こういった多面的な機能を十分に発揮させていく健全な森林の育成が不可欠でございます。

東京都では、各種施策によりまして森林を保全するとともに、花粉の少ないスギ等への植え替えや林業技術者の育成、林道等の基盤整備の他、東京の地域材であります多摩産材

の利用拡大に向けた各種施策を進めているところでございます。それによりまして伐採・利用・植栽・保育という森林の循環を推進しているところでございます。

また、こちらはご案内になりますけれども、日本各地と連携した木材製品の商談・展示会WOODコレクション（モクコレ）2023を今月の1月31日、2月1日の2日間、東京ビッグサイトで3年ぶりにリアルで開催いたします。今回は一般消費者向けに展示・企画を用意しまして、できるだけ多くの方々に木材のよさを知っていただく企画を考えております。大消費地の東京都として木が持つ魅力を積極的に発信しまして、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大を図っていきたく存じます。

さて、本日の審議会につきましては、森林に係る重要事項でございます保安林の指定の解除に関する諮問についてでございます。委員の皆様におかれましてはご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますけれども、今後も都民生活に貢献できますように東京都として森林の整備に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

【東田課長代理】 次に、ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介をさせていただきます。

まず、浅野委員でございます。

【浅野委員】 （黙礼）

【東田課長補佐】 浅野委員はウェブでのご出席となっております。

次に、伊藤委員でございます。

【伊藤委員】 伊藤です。よろしくお願い致します。

【東田課長代理】 木村委員でございます。

【木村委員】 木村です。よろしくどうぞお願いいたします。

【東田課長代理】 久保田委員でございます。

【久保田委員】 久保田です。よろしくお願い致します。

【東田課長代理】 続きまして、坂本委員でございます。

【坂本委員】 坂本です。よろしくお願い致します。

【東田課長代理】 園原委員でございます。

【園原委員】 園原です。よろしくお願い致します。

【東田課長代理】 土屋委員でございます。

【土屋会長】 土屋です。よろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 福田委員でございます。

【福田委員】 (黙礼)

【東田課長代理】 福田委員はウェブでのご出席となります。よろしくお願いいたします。
堀田委員でございます。

【堀田委員】 堀田です。よろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 前田委員でございます。

【前田委員】 前田です。よろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 師岡委員でございます。

【師岡委員】 師岡でございます。よろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 山崎委員でございます。

【山崎委員】 山崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 また、庄司委員、浜中委員につきましてはご都合によりご欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました産業労働局 山田農林水産部長でございます。

【山田農林水産部長】 山田でございます。よろしくお願いいたします。

【東田課長代理】 巽森林課長でございます。

【巽森林課長】 巽でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【東田課長代理】 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、土屋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【土屋会長】 皆さん、こんにちは。年始早々、それからもう年度末のかなりお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回は、オンラインと会場が半々というか、実はオンラインのほうが多い状況で、なかなか議論がしにくい環境ですけれども、特にオンラインの方々、ぜひちゅうちょなせずに、後でまた指示があると思いますが、ご発言をお願いいたします。これも最後にご連絡があると思うのですが、恐らくこれが2年間の我々審議会の任期の最後になるということですので、最後を飾るという意味でしっかり議論していきましょう。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、審議会運営要領第6の第2項の規定に基づきまして、議事録署名委員を指名したいと思います。今回の議事録署名委員は伊藤委員、久保田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【土屋会長】 それでは、議事録の確認をよろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてです。審議会運営要領第7の第1項では当審議会は公開が原則となっておりますが、今回は傍聴の申込みはございませんので、特にこの後のことは述べないでいきたいと思います。

続きまして、知事からの諮問について事務局より説明をお願いいたします。

【異森林課長】 森林課長の異でございます。諮問文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。お手元の資料2でございます。

下記事項について、森林法第26条の2第3項において準用する同法第25条の2第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

令和4年12月22日

東京都知事 小池百合子

記

・保安林の指定の解除について

以上でございます。

【土屋会長】 ありがとうございます。ただいま知事からの諮問をお受けしました。

議事の進行については、まず、議案の説明を事務局から全て受けた後に質疑応答を行うことといたします。今回は、今ありましたように保安林の指定の解除という、森林法では非常に重要な案件だと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案の説明を事務局よりお願いいたします。

【異森林課長】 それでは、引き続き私よりご説明させていただきます。大変申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、保安林につきまして簡単にご紹介させていただきます。お手元に別途、「保安林のしおり」というパンフレット、また、オンライン参加の方は共有されている画面をご覧ください。9ページになります。「保安林制度のあらまし」というところがございまして、

森林法では第25条以降に保安林の指定や解除について定めておりまして、1ヘクタールを超える保安林の解除につきましては森林審議会に諮ることになっております。

お手元のパンフレットを1ページお戻りいただきまして、7ページ、8ページをご覧ください。保安林というものは17種類ございます。1番から17番まで番号が振ってございますが、1番から3番は指定や解除に関する権限を農林水産大臣が有している保安林、それ以外の4番から17番までは都道府県知事が権限を有している保安林となります。今回対象となっている保安林は17番の風致保安林で、都知事権限による解除という形になります。

それでは、資料にお戻りいただきまして、当該保安林の概要についてご説明させていただきます。資料1、A4横をご覧ください。調布市における保安林の解除についてでございます。当該保安林は、調布市深大寺元町五丁目18番1外48筆でございまして、3.2325ヘクタールの面積でございます。所有者は複数おりまして、東京都建設局、深大寺、調布市、個人の4者となっております。お手元資料の右下に色刷りの位置図がございます。黄色い部分が東京都建設局が所有しているところ、水色が深大寺が所有しているところ、赤色が調布市が所有しているところ、緑色は、わずかですが、個人所有のところとなっております。保安林の指定は大正9年5月5日で、指定目的は名所又は旧跡の風致保存という内容でございます。

今回解除申請に至る経緯について簡単にご説明させていただきます。まず、平成29年に深大寺の仏像が国宝に指定されました。今後、深大寺への観光客の増加が予想される中で、深大寺が管理している当該保安林の森林で落枝――枝が落ちてくるなどの事故が発生しないよう、深大寺は適切な管理を行っているところですが、保安林であるがゆえにこうした管理においても手続が必要になってまいります。届出や許可です。例えば土曜や日曜、役所が閉まっているときなど速やかな手入れを行うことが困難となっており、そうした観点から保安林を解除したいという旨の相談を受けました。

これを受けまして、先ほどご紹介した他の東京都建設局、調布市、個人の方にも確認をさせていただいたところ、それぞれの現況を踏まえて解除したいという意向が確認され、それぞれの所有者様からは解除申請書が昨年7月、8月に提出されたところでございます。

現地を確認させていただいたところ、深大寺、それから東京都建設局が所有する森林は現在適切に管理されておりましたが、それ以外は現況森林としては機能していないことが確認されたところでございます。

詳細につきましては、次の別紙1、A3横判でご説明をさせていただきます。あわせて、

参考資料、写真が付いているかと思いますが、そちらも少し見ていただきながら説明に耳を傾けていただければと思います。

まず、東京都建設局所有の保安林でございますが、大正9年に保安林を指定した後、昭和34年に深大寺から東京都に所有権が移動しております。そして、昭和36年に神代植物公園として開園しているところでございます。先ほどの資料1では黄色いところになります。この地域は、いわゆる雑木林の他、神代植物公園のつばき・さざんか園などとして整備されている一方で、先ほどもご説明したとおり、来園者の増加などによって、危険な木や枝などが確認された場合、速やかに対応する必要があり、保安林の手続を待つことなく整備を行っていききたいというものでございます。森林の管理に関しましては、都の公園用地として適切に管理されており、森林の機能を害するおそれはないと認めております。

次に、深大寺所有の保安林でございます。指定当時と比較いたしまして周辺区域は開発などで大きく変化しております。一方、この深大寺には年間200万人もの観光客が訪れております。先ほどの都の神代植物公園同様、安全管理上の観点から課題という認識を深大寺は持っており、先ほどと同じ内容で、速やかに森林整備ができるように保安林の解除を求めているものでございます。また、深大寺では、明治時代に寺林——お寺の林を大切に扱って、伐採後には必ず植栽をするという森林保全に力を入れる旨の書付が残されており、それが代々継承されているところでございます。

続きまして、調布市所有の保安林でございます。現在はその多くが道路用地となっております。この地域は、関東大震災や戦災などを経て、高度経済成長期にかけて分合筆がどうも激しく行われてまいった模様でございます。このため、調布市は当該森林を保安林と認識することができず、道路用地として転用されていったものと考えております。現在は森林としての機能は消滅しております。なお、登記簿上、保安林という表記はございませんでした。

最後に、個人所有の保安林でございます。こちらも現在は森林ではなく、駐車場のような平地となっております。先ほどご説明した調布市と同様、分合筆が激しく行われた結果、保安林と認識されないまま転用されていったものと推察しております。

こうした状況を踏まえて、当該保安林の指定を解除し、今後はそれぞれの利用状況に沿った形で管理をしていくことが妥当と考えております。

雑ぱくではございますが、以上で説明を終わります。

【土屋会長】 ありがとうございます。

ただいま大まかな説明を頂いたところですが、これから質疑に入ります。一番初めに少し申し上げましたが、特にオンラインでご参加の方々は、私が気付きにくいことがありますので、発言をなさりたい場合は、マイクをミュートから外して一声上げていただくと同時に、できましたら顔の前に手を上げて、こちらから認識できるようにしていただければと思います。座長である私から指名がありましたらご発言を頂ければと思います。会場の方々は、いつもと同じように手を上げるなり声を上げていただければご発言ができることになります。

それでは、これから質疑応答に入ります。少しレアな案件だと思いますので、いろいろご質問があり得ると思います。ぜひ活発なご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

【堀田委員】 2つお伺いしたいのです。全体としては異論はなくて、適切な対応だなど思っているのですけれども、念のために2点確認させていただきたいのは、まず周辺の保安林の指定状況として、今回の措置で、この地域の保安林が全て解除されるのか、あるいはまだ残るところがあるのか。参考資料2で赤線で囲まれたところが恐らく全ての保安林だと思うのですけれども、全部が網羅されているのか確認できなかったのも、そこを教えてください。

あとは、全体としてすごく複雑な形状で指定されているので、経緯をお伺いしたい。もともとこのような形で保安林として指定されていたのか。あるいは、部分的に解除されるような形で現在の複雑な形状になったのかというのを少し教えていただけないでしょうか。

2点、質問です。

【異森林課長】 それでは、お答えいたします。まず、保安林の状況でございますが、この地域は、今お示ししている黄色、水色、赤色、緑色の保安林のみでございます。つまり、今回ここで解除するこの地域は保安林は全てなくなるという状況でございます。

2つ目でございます。形状が特殊な形で、真ん中が空いたような形で保安林指定がされておりますが、私どもで台帳を確認したところ、途中で保安林を解除したという履歴は残っておりませんので、当初からこの形で保安林指定したと推測されます。そこまでしか答えられません。

【堀田委員】 いえいえ、ありがとうございます。それでしたら、過去からの経緯として今回の解除が矛盾することにもならないですし、将来的にどこかが残っていてまた問題になったりすることもないと思われまますので、よいのではないかと思います。ありがとうございます

ざいました。

【土屋会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【木村委員】 今、堀田委員からお話があったように、総論的にはやむを得ないのかなと思います。ただ、1点気になるのは、当初は17番の風致保安林で指定されておるのですが、今後、深大寺として、この風致的なところ、「名所や旧跡、趣のある景色などを保存します。」とここに書いてあるものの維持をどうやっていくのでしょうかというのをお聞きしたいです。

【巽森林課長】 今、木村委員からお話があったとおり、参考資料の6と7、一番後ろの2枚になるのですけれども、参考資料6は、先ほども少し触れましたが、寺に明治以降代々伝わっている森林をきちんと守って、伐ったら植える、保全していくと書かれています。これが私どもにはなかなか普通に読めないのが、参考資料7が現代文風に要約した資料ですけれども、深大寺は奈良時代に創建されて、都内でも浅草寺に次いで2番目に古いお寺です。そうした中で風致的な景観を残す貴重な森林として大正9年に指定されて現代に至っている中で、お寺の管理方針が3番以降に書いてございますが、文化財の配置、調和と緑に配慮しながら適切に管理していきたいということを寺林の管理方針として残していますので、これを信用することで、深大寺としての景観は担保されていくのではないかと考えております。

【土屋会長】 木村委員、いかがでしょうか。

【木村委員】 私も時々行くものですから気になったところです。これは特に念書やそういうのは取らなくてもいいのですよね。

【巽森林課長】 今申し上げたとおり、この参考資料6、7がございまして、そこまでは必要ないかと考えております。

【木村委員】 分かりました。

【土屋会長】 会長から関連質問ですけれども、今の参考資料7で見ると日付が令和4年7月1日になっているということは、申請を出すときにもう一回これを改めて内部で検討してということになるのですかね。

【巽森林課長】 先ほどの明治の文書は明治のもので、この令和4年のものはお寺で起こしたものです。昨年7月の時点で改めてこういう形で示したと理解しております。

【土屋会長】 だから、かなり新しい、しっかりした方針としてここでもう一回作り直し

たということですね。

【巽森林課長】 古いものはあるのだけれどもということですよ。

【土屋会長】 はい、分かりました。

他にご質問ないしご意見はいかがでしょうか。

【浅野委員】 お聞きしたいことが2つあります。

1つは、保安林に指定したにもかかわらず、現在の所有者である調布市が保安林とは知り得ない状況になるというのはどういうことなのかよく分からなくて、その辺、詳しく教えていただきたい。

保安林の制度として、風致保安林なので風致を保つことだと思うのですが、それをつくった当初はもっと木材に対する需要が高いから、放っておくとどんどん木がなくなってしまってよくないということだったと思うのですが、現在は放っておいても木は誰も取っていかないどころか、どんどん大きくなって、伐れないから落枝があつて怪我したりという問題が起きるといふことだと理解しているのです。そうすると、風致を守りたいという発想はそのままだと思うのですが、その内容が少し合っていないことが明らかです。ここで言ってもしょうがないのかもしれないですが、解除することに反対というほどでもないのですが、内容をもう少し、週末に倒木があつても勝手に処理できないという状況を残しておくのがおかしいような気がするのですが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

それで、写真を拝見すると、どこもすごく大きな木が生えていたり、すごく雑然とした感じになってしまっていて、風致を保全するための法律に従ってずっときちんと管理してきたらこうなってしまうというのは矛盾があるというか、何か不思議な気がしています。すみません。2つ目はここでどうしようということでもないのかもしれないのですが、何かお考えがあつたらお聞きしたいです。

【巽森林課長】 1つ目です。まず、調布市が知り得なかつたというのはどういうことだろうかということですが、もともと道路が赤道のような形であつたと思うのですが、そこを調布市が深大寺から購入しています。先ほども申し上げたとおり、地目は山林という表現でしたので、そこで保安林ということが深大寺側から売り先である調布市に伝わらなかつた場合には、知り得ないまま開発などが進んでいってしまった。今回はまさにそのケースかなと考えています。

2つ目は、大きいのは、奥入瀬かどこかの国有林で一度、枝が落ちてきてハイカーの方

が怪我をされて訴訟問題になって、山に関係する方は皆ご記憶されているのではないかと
思うのですが、そうしたことが一つ大きな要因になって深大寺側にあるのではないかと考
えております。全然関係ない話といえばそれまでですが、八王子の日影というところでも
やはり木が大きくなって、車やハイカーがたくさんいて、落枝の問題は国有林や都府林と
も非常に気にしているところがございます。すみません。適切な回答になっているかど
うか分かりませんが、以上です。

【浅野委員】 私もすごく身近でも気になっていて、それなのに伐れない状態というのは
おかしいと思っているのです。法律の発想はいいと思うのですけれども、その内容が今風
ではないというか、今どきの森に合っていないとすごく思いました。

【巽森林課長】 追加で、ちょうど5年前にも深大寺の寺林でやはり落枝があつて肩を骨
折したという事故が実際に起きてしまったのだそうです。そういうことがあるということ
でございます。

【浅野委員】 事故が起こったことも理解できますし、そういうことがあるだろうなど写
真を見ていても思うのですけれども、風致林のルールを守って管理していたらそうなっ
てしまう状態がそもそもおかしいということが言いたかっただけです。

【土屋会長】 ありがとうございます。今非常に重要な議論があつたところだと思いま
す。恐らく保安林の場合は森林法に基づくので、その取扱いは国レベルである程度議論
しないとどうにもならないと思うのです。ただ、林野庁の方もいらっしゃいますし、こ
ういところで議論したのをどんどん上げていくことが大事だと思います。

今のに関連して1番目について確認ですけれども、普通は保安林という地目になります
よね。それがこの場合は、大分前ですから、当時何らかのことで山林になってしまつてい
たということですね。

【巽森林課長】 いや、所有者が登記するときに保安林で登記しないと保安林にならない
です。もしくは、途中から保安林になった場合はそこで変更を登記所にしていかないと変
わらないですね。

【木村委員】 それは職権でやるのでしょうか。指定されたときに職権で地目変更するの
ではないですか。個人ではやらないと思いますよ。職権でしょう。

【巽森林課長】 今はやっていますが、この当時はやっていなかったということです。

【土屋会長】 恐らく今だとあり得ないことですがけれども、以前のことでですのでそういう
ことが少しあつたのだとしか今のところは解釈できないですね。よろしいですか。

【浅野委員】 だから、今のそういうことが起こるとしたらそれはどういうことだろうと思ったので、今はそういうふうになっていなければいいのかなと思います。

あと、おっしゃっていたように、法律の発想と合わなくなってしまっているから解除しなければというのはやはり筋が違う。どう考えても、ここは本当に風致で守るべきところだし、所有者もそのことは重々承知でそのようにやってこられたのに、解除しなければできないという状態は変だと思うので、ぜひ何か経路があればそちらを変えるほうも言っただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

【土屋会長】 ありがとうございます。

他のご質問、ご意見はいかがでしょうか。

【山崎委員】 個人の所有者のところですけども、この駐車場みたいなところが保安林だったということですか。それとも横のお山というか。

【異森林課長】 前段でお話いただいた平たいところ、木は何も生えていないところが保安林だったという状況です。

【山崎委員】 ということは、解除されるとこの後は固定資産税がかかってくるということですね。逆に遡ることもあるということに。

【異森林課長】 そこは調布市の判断になろうかと思えますけれども。

【山崎委員】 遡ることもあり得るということですね。

【異森林課長】 はい。

【山崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【土屋会長】 ありがとうございます。非常に実質的な重要なところだと思います。

他にいかがでしょうか。まだご発言いただいていない方、会場もオンラインもですが、何かありましたら、今回はこの案件のみですので、どうぞ。よろしいですか。

ありがとうございました。

特に他にご意見、ご質問がないようでしたら、本議案の諮問に係る保安林の指定の解除については原案どおり許可したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。オンラインの方、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

【土屋会長】 マルの表示も頂いて、ありがとうございます。では、全会一致で異議なしの声ということで、この件は原案どおり許可と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、諮問ですので、答申をする必要があります。答申文の作成を行います。オンライン参加の方にはメールが送付されることになっています。それをご確認ください。それから、会場には事務局から紙で配付になると思います。皆様、ご覧いただけましたでしょうか。特にオンラインの方はよろしいでしょうか。もしも確認できない方がおられましたらお知らせください。

〔答申（案）メール送付・配付、確認〕

【土屋会長】 そうしましたら、事務局から答申（案）のご説明をお願いいたします。

【異森林課長】 では、朗読をもって代えさせていただきます。

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

令和4年12月22日付4産労農森第1080号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

令和5年1月20日

東京都森林審議会会長

土屋俊幸

記

保安林の指定の解除については、承認する。

以上でございます。

【土屋会長】 ありがとうございます。ただいま読み上げていただきました答申（案）についての決定を取りたいと思います。

まず、本議案について答申（案）のとおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【土屋会長】 皆様から異議なしとの声を確認いたしました。ご賛同を得られましたので、本議案の答申は本案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

以上で答申を決定いたしましたので、会場にいらっしゃる方のお手元の答申書に「（案）」と書いてありますが、「（案）」の取れたものを答申といたします。オンラインの方も同じように「（案）」が取れたものとしてご了解ください。

以上、今回は案件は1件だけですので、本日の審議会日程はこれで全て終了いたしました。委員の皆様方には議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これで審議が終了いたしましたので、事務局に司会をお返しいたします。

【東田課長代理】 土屋会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、ご審議、誠にありがとうございました。

令和5年6月をもって今期の委嘱期間は終了いたします。今期の審議会は今回が最後となる見込みとなっております。ここで事務局を代表し、巽森林課長より一言御礼申し上げます。

【巽森林課長】 委員の皆様におかれましては、この2年間、公私ともにお忙しいところを本審議会にご尽力賜り、誠にありがとうございました。

このコロナの感染が収束しない中で、今回はオンライン、それから対面の併用といった形での審議となりました。皆様にはいろいろと協力をお願いすることが多くございましたが、おかげさまをもちまして円満に終了することができました。土屋会長をはじめとして委員の皆様方に重ねて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

【東田課長代理】 最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

今後のスケジュールでございますが、7月以降の委嘱に向けまして皆様方にまたご案内をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後2時43分閉会